

No.	質問	回答
1	入浴料は、上限200円とすることを、市が決定したということによいか。	お見込みのとおり。
2	現行相当サービスと基準緩和サービスの振り分けは、どのようにするのか。	<p>市と地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、理学療法士、担当ケアマネジャーで構成する自立支援型ケアマネジメント会議において、適切なサービス利用に向け、現行相当サービス、基準緩和サービス、一般介護予防事業のいずれの事業利用が適切であるかの検討・決定を行っています。</p> <p>なお、現行相当サービスの対象者は次のような状態の人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症自立度Ⅱ以上の人 ②退院・退所後3か月以内の人 ③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人 ④その他、現行相当サービスが必要な人
3	篠山市では、現行の要支援者について、自立支援型ケアマネジメント会議において、1割から2割程度の方が現行相当サービスの利用対象者となると推計されているが、今後、新たに要支援者又は事業対象者となる方で、総合事業のサービス（通所型サービス）を利用する方についても同様の割り合いと考えてよいか。	<p>今後、新たに要支援者又は事業対象者となる方で、総合事業のサービス（通所型サービス）を利用する方についても同様の割り合いと推計しています。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者：要支援認定を受けた者 ・事業対象者：基本チェックリストにより対象者と判断された者
4	今後、要支援認定者は減少すると考えられるが、市は、一時的にせよ、要介護認定者も減少すると見込んでいるのか。	要支援認定者は減少すると推計しているが、要介護認定者は増加すると見込んでいます。
5	基準緩和サービスの「生活機能向上加算」の算定にある「リハ職等の専門職」とはどのような職種か。理学療法士だけをいうのか。通所介護の機能訓練加算の基準とは違うのか。	<p>リハビリ等に特化した専門職を配置し、個別に生活機能向上サービスを行った場合に対する加算としているため、専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師・音楽療法士をいいます。</p> <p>看護職員は含みません。</p>
6	通所介護では看護師が機能訓練を行っても個別機能訓練加算をとれるが、総合事業ではどの職種の人が実施すれば「生活機能向上加算」がとれるのか。	問5の回答のとおり。 看護職員の場合は、生活機能向上加算は算定できません。
7	現行相当サービスと基準緩和サービスの振り分けはどこで誰がするのか。	<p>現在、予防訪問介護サービスと予防通所介護サービスを利用している要支援認定者については、市と地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、理学療法士、担当ケアマネジャーで構成する自立支援型ケアマネジメント会議において、適切なサービス利用への移行について検討・決定を行っています。</p> <p>新規の方についても、自立支援型ケアマネジメント会議において検討・決定します。</p>
8	利用回数について、基準緩和サービスは週1回となっているが、月に5週あるときはどうするのか。	事業対象者及び要支援1は、月に5週ある場合も、週1回の月4回を限度とします。要支援2は、問9の回答のとおり。

No.	質 問	回 答
9	基準緩和サービスを利用する要支援2の人の利用回数を、週2回としても られないか。	平成29年度においては、今後の介護保険制度改正の動向（要支援認定の廃止 案）や地域の介護予防事業（自治会単位の「いきいき倶楽部」等）に移行していくこ とを踏まえ、要支援2であっても、基本週1回（月4回）とします。 ただし、平成29年度は経過措置として、ケアマネジャーが行うケアマネジメン トにおいて、週2回（月8回）が必要と判断した利用者は利用可能とします。 なお、平成30年度以降の基準等の検討資料とするため、週2回利用の場合は、担 当ケアマネジャーから市に理由書を提出していただき協議します。
10	基準緩和サービスを利用し始めたが、サービスが合あわなくて現行相当 サービスに移行するというような見直しはあるのか。その時の見直し方法 は。	担当ケアマネジャーが行うモニタリングの中で、利用者にとって適切でなけれ ば、担当ケアマネジャーが再アセスメントを行い、自立支援型ケアマネジメン ト会議において、サービスの基準や内容の見直しについて検討・決定します。
11	見直しはケアマネジャーがプランの変更をするとのことだが、その妥当性 については市がチェックするのか。	市と地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、理学療法士、担当ケアマネ ジャーで構成する自立支援型ケアマネジメン ト会議において、適切なサービス利用 への移行について検討・決定を行っています。
12	人員配置基準について、通所介護と現行相当サービス及び基準緩和サービ スを一体的に実施する人員配置で指定を受けている事業所で、特定の日のみ 基準緩和サービス利用者が増加し、全体定員を超過する場合、当該特定の日 のみ基準緩和サービスを別定員実施として、人員配置基準や面積基準を満た していれば減算対象とならないか。	減算対象となります。特定の日のみ基準緩和サービスを通所介護及び現行相当 サービスとは別に実施する事業所指定は行いません。 基準緩和サービスを通所介護及び現行相当サービスとは別に実施する人員配置基 準（15：1）で指定を受ける場合は、通所介護、現行相当サービス、基準緩和サー ビスのそれぞれの利用者の合算が、通所介護及び現行相当サービスの利用定員内 であっても、通所介護及び現行相当サービスの人員配置以外に、基準緩和サービ ス利用者の人員（15：1）を常に配置する必要があります。
13	基準緩和サービスについて、利用定員を超えての別実施になれば、減算と いうことか。別実施の指定というのがあるのか。	利用定員は、通所介護と現行相当サービス、基準緩和サービスを一体的に実施す る場合でも基準緩和サービスを別に実施する場合であっても、次のとおり利用定員 を定める必要があります。 ・通所介護と現行相当サービスを合算した利用定員 ・基準緩和サービスの利用定員 よって、それぞれの利用者が上記の利用定員を超過する場合は、減算対象となり ます。 なお、別実施の指定というものはありませんが、篠山市では、指定申請の時に 「一体的実施」「別実施」の届出をしていただくように検討しています。
14	報酬の請求について、どの事業所も自前のソフトを利用して請求事務を 行っている。篠山市独自の報酬となればレセプト上はどうなるのか。国保連 から何か情報があるのか。	保険者が独自のサービスコードをつくり、国保連に届けますので、各事業所にお いては、今まで通り、国保連で給付管理をします。また、サービスの実績も今まで 通りケアマネジャーに報告してください。
15	現在の利用者が、現行相当サービスの対象者か基準緩和サービス利用者な のかの情報は、いつ頃に提供されるのか。	居宅介護支援事業所に委託しているケースについては、平成28年6月から10月 末を目途に、また、地域包括支援センターのケースについては9月から12月末を目 途に自立支援型ケアマネジメン ト会議を実施し、サービスの基準や内容について検 討・決定を行っています。ケアマネジャーはその会議の結果を受けて本人にサービ スの継続や見直しを伝え、ケアプランを再作成していくこととなりますので、11 月から12月末頃までに、担当のケアマネジャーより、現時点での結果をお伝えい ただくように調整します。

No.	質 問	回 答
16	その他、事業実施のスケジュールはどうなっているのか。	<p>各通所介護サービス事業所には、利用者に周知するために、10月末までにサービスの提供時間や内容等を決定していただき市へ提出していただきます。</p> <p>篠山市は、平成29年1月頃に、現行相当サービスと基準緩和サービスの指定基準を提示し、各サービス事業所は指定申請していただくこととなります。その後、ケアマネジャーに指定事業所一覧を配布し利用者と一緒に利用したい事業所等を検討し決定することとなります</p>
17	みなし指定があるため、その分についての変更はないとのことによいか。重要事項説明書や契約書のひな型を示してほしい。	<p>重要事項説明書や契約書のひな型については、年末を目途に提示します。</p> <p>なお、現行相当サービスについては、平成30年3月31日まではみなし指定のため、新たに指定を受けていただく必要はありません。しかし、平成30年4月1日以降は、現行相当の指定を受けていただく必要があります。それとは別に、平成29年4月1日から、緩和型サービスを実施される場合は、緩和型サービスの指定を受けていただく必要があります。</p>
18	基準緩和サービスにある「生活機能向上加算」として、認知症の方に対して音楽療法士が実施する場合も認めてもらえないか。	<p>篠山市では、認知症対策についても取り組みを強化するため、音楽療法士が行う機能向上訓練についても生活機能向上加算の対象とします。</p>
19	ケアプランについてもICFに基づき、環境因子や個人因子などを取り入れきちんと立てられている場合、加算を検討してほしい。	<p>ケアプランにおいては、ICFの考え方にに基づき、ケアマネジメントを行うことが前提であるため、特に加算は考えていません。</p>
20	デカポータ体操の評価はどのように実施されているのか。サービスの中で評価を実施することになるのか。体操に必要なおもり等に対する補助はあるのか。	<p>現在実施の「通所施設いきいき塾」および「地区いきいき塾」での評価は、体力測定3項目（握力・開眼片足立ち・5M歩行）と基本チェックリストの前後比較により評価を実施しています。それに加え、参加者の主観（健康観）の変化や日常生活動作の変化等を指導者（事業所担当者）が評価しています。</p> <p>これまで評価の基準は、参加前よりも終了時が維持・向上しているかを重点に置き、明確な数値としては示していません。本人の目標と照らし、達成できているかという観点も必要であり、研修やマニュアル作成など実施していく方向で検討していきます。</p> <p>評価の実施は、サービスの中に含まれるものと考えているため、サービスの中で実施していただくこととなります。</p> <p>おもり等の補助については、市からの貸し出しや費用補助等を含め検討中です。</p>
21	基準緩和サービスの「生活機能向上加算」のことだが、リハ職の配置かデカポータ体操のどちらかで25単位ということか。リハ職がデカポータ体操するとどうなるのか。	<p>「生活機能向上加算」は、事業所にリハ職等の専門職が配置されているということの評価する加算として設定しています。また、デカポータ体操を実施することへの加算は、事業所でのサービスから地域での一般介護予防に移行しやすくするための準備段階ということに協力していただいている加算としています。</p> <p>リハ職が機能訓練を行った場合もそれ以外の方がデカポータ体操を行った場合でも100単位/月とします。リハ職がデカポータ体操を行っても100単位/月とします。</p>

No.	質 問	回 答
22	デカポー体操の指導はしてもらえるのか。だれが体操の指導をすればいいのか。看護師か介護職でもいいのか。誰が評価をするのか。	<p>実施する事業所の実施担当者に向けての研修は予定しています。内容としては、市の方向性及び体操の内容や指導上の留意点、評価の方法等を予定しており、事業所内での実施に当たっては、この研修受講済みであることを必須条件とすることを検討しています。</p> <p>サービスの提供（体操の指導・評価）については、医療又は介護の有資格者で市の指定した研修を受講した方が担当し実施することで検討しています。</p>
23	地区いきいき塾の現状、見通し（特に東部地域）を教えてください。	<p>地区いきいき塾は、昨年11月に古市地区での立ち上げを皮切りに、3月に西紀南地区、4月に篠山地区が立ち上がっています。本年度においてはさらに、7月大山地区、9月村雲地区、味間地区、10月大芋地区、11月西紀北地区、12月城南地区、H29年1月西紀中地区、4月今田地区での立ち上げが予定されており、平成29年4月で西部地域はすべての地区が立ち上がることになります。</p> <p>東部地域については、八上・城北・岡野・後川・雲部・福住地区では、初回の説明会実施が終了しており、29年度内での立ち上げに向けてまち協内で調整いただいているところです。畑・日置地区については、まち協からの動きがないため、今後、市より働きかけを行い、29年度内に立ち上げられるよう働きかけていく予定です。</p>
24	現行相当サービスのサービス提供時間が、5～9時間となっているが、現行の予防通所介護サービスの提供時間が3時間～5時間となっているので、3～9時間とするべきではないのかではないか。	現行相当サービスの提供時間については、3～9時間とします。
25	現行相当サービスを利用される方の要件、対象者とサービス提供の考え方について、わかりやすく説明してほしい。現在サービスを受けていて、そのおかげで現状を維持できているという状態であれば、すべて継続してそのまま現行サービスを利用できるということか。	<p>市と地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、理学療法士、担当ケアマネジャーで構成する自立支援型ケアマネジメント会議において、適切なサービス利用への振り分けを行っており、全ての方が現行相当サービスを継続利用することではありません。</p> <p>現行相当サービスに移行する対象者は次の状態の人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症自立度Ⅱ以上の人 ②退院・退所後3か月以内の人 ③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人 ④その他、現行相当サービスが必要な人
26	本人の希望で現行相当サービスを利用することはできるのか。	<p>現行相当サービスの利用については、次の状態像を基に、自立支援型ケアマネジメント会議で検討・決定しています。</p> <p>現行相当サービスの対象者は次の状態の人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症自立度Ⅱ以上の人 ②退院・退所後3か月以内の人 ③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人 ④その他、現行相当サービスが必要な人 <p>なお、基準緩和サービスの元気回復デイとミニデイについては、本人の希望でケアマネジャーと相談しながら選択していくことが出来ます。</p>

No.	質問	回答
27	<p>現行相当サービスを利用するかどうかについて、ケアマネによって判断に差が生じないか。振り分けするためのチェックリストのようなものはあるのか。</p>	<p>現行相当サービスを利用するかどうかについては、ケアマネジャーが判断するものではありません。現行相当サービスの利用については、次の状態像を基に、自立支援型ケアマネジメント会議で検討・決定しています。 現行相当サービスの対象者は次の状態の人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症自立度Ⅱ以上の人 ②退院・退所後3か月以内の人 ③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人 ④その他、現行相当サービスが必要な人
28	<p>自立支援型ケアマネジメント会議はいつ時点で実施するのか。その会議はサービスの妥当性を評価するものか。</p>	<p>現在、予防通所介護サービスを利用されている方については、平成28年6月から自立支援型ケアマネジメント会議を開催しています。今後、新規の利用者や継続であっても状態像に変化があった場合は、できるだけ速やかに自立支援型ケアマネジメント会議を開催し、自立支援になるように検討・決定していきます。</p>
29	<p>担当ケアマネジャーがその会議に含まれているのか。担当ケアマネジャーが出席している会議の中で基準緩和サービスに移行するようなことが出来るのか。</p>	<p>自立支援型ケアマネジメント会議の構成メンバーは、市と地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、理学療法士、担当ケアマネジャーです。 現行相当サービスの対象者は次の状態の人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症自立度Ⅱ以上の人 ②退院・退所後3か月以内の人 ③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人 ④その他、現行相当サービスが必要な人
30	<p>初めてサービスを利用する時には、必ず自立支援型ケアマネジメント会議で検討・決定を受けなければならないのか。すぐに利用したい人にとってタイムラグが生じるのではないのか。</p>	<p>新規の方で、サービス利用開始の場合は、できるだけ速やかに自立支援型ケアマネジメント会議を開催し、検討・決定していく予定です。</p>
31	<p>現行相当サービスを利用できる方は、退院・退所後3か月以内となっているが、3か月後には基準緩和サービスに移行するということか。</p>	<p>現行相当サービスの対象者は次の状態の人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症自立度Ⅱ以上の人 ②退院・退所後3か月以内の人 ③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人 ④その他、現行相当サービスが必要な人 <p>このため、退院・退所3か月を過ぎた方については、基準緩和サービスに移行していただくこととなります。 ケアマネジャーはケアプラン（介護サービス計画）において、サービス提供の期間を設定していますので、期間終了までには、利用者の再アセスメントを行い、その状況をもって再度自立支援型ケアマネジメント会議で検討・決定することとします。</p>
32	<p>基準緩和サービスのうち、元気回復デイサービスかミニデイサービスのどちらを利用するかは、利用者ケアマネの話し合いか、利用者の希望で決定するのか。</p>	<p>利用者の状況により、利用者ケアマネが相談しながら決定します。</p>

No.	質 問	回 答
33	地域包括支援センターが現在担当されている要支援者と委託に出している分はどれくらいの割合か。	平成28年5月現在では、地域包括支援センターが行っている介護予防計画作成数は277件、居宅サービス事業所の作成数は133件で、3割強を委託していることとなります。これらの内、総合事業移行後に介護予防ケアマネジメント対象となる件数（訪問型サービス・通所型サービスのみを利用）は154件と、全体の4割弱になると推計しています。
34	現在の要支援者の認定者数はどれくらいか。	平成28年7月末現在の要支援認定者は656人で、居宅サービス利用者は411人となっています。
35	基準緩和サービスの報酬単価について、平成30年度以降に改正はあるのか。	今回示している報酬単価は、平成29年度版です。平成30年度以降は、基準緩和サービス等の利用状況等と他市の状況を踏まえ再検討する予定です。